

仙台市
道路事業方針
中間案

令和3年1月

仙 台 市

目次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第1章 | 概要 | 1 |
| 1-1 | 背景と概要 | 1 |
| 1-2 | 計画期間 | 1 |
| 1-3 | 位置付け | 2 |
| 第2章 | これまでの取り組み | 4 |
| 2 | 前道路事業方針のふりかえり | 4 |
| 第3章 | 本市の道路をとりまく状況と変化 | 6 |
| 3-1 | 仙台市をとりまく状況と変化 | 6 |
| 3-2 | 道路事業に関する全国的な動向 | 11 |
| 第4章 | 基本方針 | 15 |
| 4 | 基本方針 | 15 |
| 第5章 | 主要施策 | 16 |
| 5-1 | 基本方針1 安全で安心な暮らしを支えるみちづくり | 16 |
| 5-2 | 基本方針2 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり | 24 |
| 5-3 | 基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり | 31 |
| 第6章 | 道路事業の推進に関する施策 | 38 |
| 6 | 道路事業の推進に関する施策 | 38 |
| | 【用語解説】 | 42 |

本文中、「〇〇〇※」とある用語は、【用語解説】に説明を記載しています。

第1章 概要

1-1. 背景と概要

道路は、自動車や歩行者、自転車等の通行を担い、人や物資の輸送に必要不可欠な施設です。また、上下水道、電気、ガス、通信といったライフラインの収容施設としての役割のほか、事故や災害時には緊急車両の通路や人々の避難路になるなど、市民一人ひとりの暮らしを支える最も身近な社会資本のひとつです。

本市の道路事業は、平成24年度に策定した「仙台市道路事業方針」に基づき、東日本大震災[※]からの復旧・復興をはじめとした様々な取り組みを行い、令和元年11月にはかさ上げ道路[※]が開通するなど、着実に事業を推進してきました。

策定からまもなく9年が経過するなか、重大な交通事故発生を受けての全国的な更なる安全対策の必要性の高まり、激甚化・頻発化する自然災害に対する防災・減災の取り組み、そして、仙台市基本計画で示された2021年からの新たなまちづくりへの対応など、本市の道路事業をとりまく状況は大きく変化しています。

本事業方針は、こうした変化を踏まえ、今後の道路事業の基本方針と主な取り組みを示すものです。

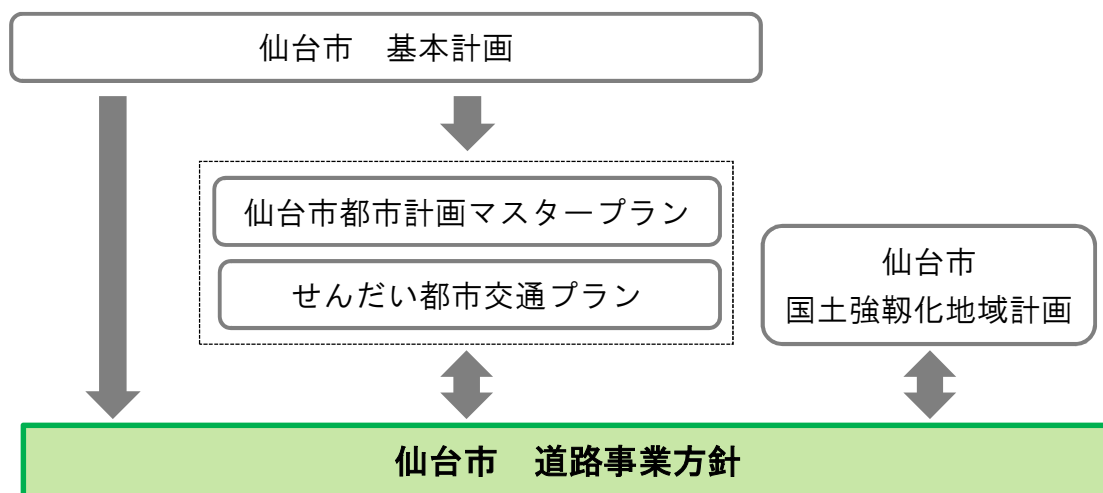
1-2. 計画期間

本事業方針の計画期間は、仙台市基本計画に合わせ2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

なお、計画期間中に道路事業をとりまく社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本事業方針の見直しを行います。

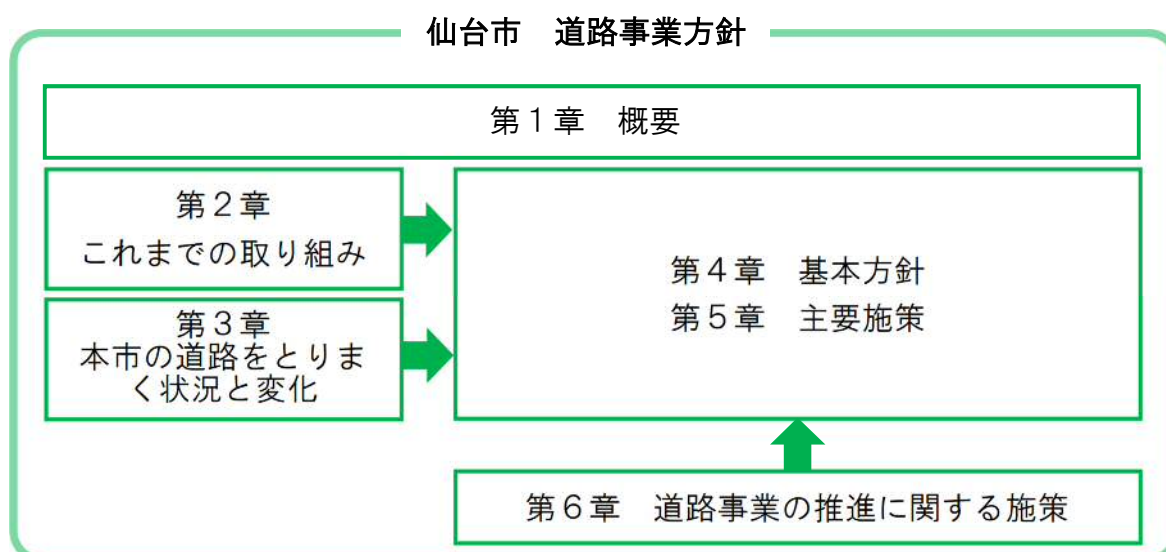
1-3. 位置付け

本事業方針は、仙台のまちづくりの指針である「仙台市基本計画」を上位計画とします。また、本市の都市計画の基本的な方針である「仙台市都市計画マスタープラン」や交通政策の指針である「せんだい都市交通プラン」、防災・減災に資する施策を総合的に示した「仙台市国土強靱化地域計画」を主な関連計画とし、その他道路に関する各種計画と連携を図ってまいります。



本事業方針の構成

本事業方針では、本市の道路事業の「これまでの取り組み」や道路に係る本市の状況及び国の動向等をまとめた「本市の道路をとりまく状況と変化」から、道路事業の「基本方針」を定めるとともに、具体的な取り組みである「主要施策」を示します。また、仙台市基本計画における“未来をつくる市政運営”を踏まえ、道路事業を適切に運営し、各施策を着実に進めていくための「道路事業の推進に関する施策」を示します。



■仙台市基本計画（中間案）の概要

まちづくりの理念

挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～

- まちづくりの理念として、連綿と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤に、世界からも選ばれるまちを目指し、仙台が持つ都市個性の深化と掛け合わせを通じて、「杜の都」を新しいステージに押し上げるという想いを込め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」を掲げます。
- 副題の「“The Greenest City” SENDAI」は、「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に、目指す都市の姿に関連する多様な意味を持たせるとともに、世界を見据えて常に高みを目指していくまちづくりの方向性を示しています。

※「The Greenest City」という言葉は世界的に使われ始めており、都市緑化率や環境問題への取り組み度合いなどの指標も盛り込まれた、都市の住みやすさを表現する言葉の一つです。

目指す都市の姿

- これまで培ってきた仙台の都市個性「環境」「共生」「学び」「活力」を見つめ直し、それぞれを深化させた、以下の4つの「目指す都市の姿」を掲げます。
- 4つの「目指す都市の姿」と、それぞれの「Green」という言葉の意味を重ね、目指す都市の姿を実現することで、「The Greenest City」に近づく、との想いを込めています。



第2章 これまでの取り組み

2. 前道路事業方針のふりかえり

前道路事業方針（平成 24 年度策定、平成 28 年度見直し）では、次の 5 つの方向性に基づき道路事業の取り組みを進めてきました。

これまでの主な取り組み

①津波からの減災による東部地域の再生に資するみちづくり

- 津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、堤防機能を付加したかさ上げ道路の整備や、人や車が内陸部方向に円滑に避難できる避難道路[※]の整備を行いました。

【東部地区に整備されたかさ上げ道路】



②すべての人が安全・安心に利用できるみちづくり

■災害リスクと老朽化への対応

- 災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路[※]を中心に、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策を実施してきました。
- 平成 25 年度の道路法改正により、5 年に 1 回の頻度の点検が法定化された橋梁やトンネル、横断歩道橋など大型の道路構造物については、平成 30 年度までに 1 巡目の点検が完了しました。

【道路法面の防災対策】



■くらしの安全への対応

- 登下校時の児童の安全を確保するため、平成 26 年度に策定した「通学路の安全確保に関する取組方針」に基づき、学校関係者、宮城県警察、仙台市が一体となって、通学路の合同安全点検や対策を実施してきました。
- 歩行者が安全に通行することができるよう、歩道及び自転車利用環境の整備や改善を進めてきました。

【通学路の合同安全点検】



③公共交通の利便性の向上を図り、利用を促進するみちづくり

- 公共交通を利用した移動しやすい快適な交通環境を確保するため、岩切駅において自由通路やエレベーター、自転車等駐車場の整備を行い、平成30年11月に供用を開始しました。

【自由通路等が整備された岩切駅】



④交流・物流を支援し、地域経済の成長に資するみちづくり

- 公共交通を中心とした交通体系や、災害時も含めた人流・物流などの都市活動を支える道路ネットワークを構築するため、都市計画道路*の整備を進め、元寺小路福室線（宮城野橋工区）、宮沢根白石線（浦田工区）等の整備が完了しました。

【都市計画道路元寺小路福室線】
（宮城野橋工区）



【都市計画道路宮沢根白石線】
（浦田工区）



⑤杜の都にふさわしい美しい景観・街並みを形成するみちづくり

- 緑豊かで快適な歩行空間の創出を目的とし、青葉通において道路空間の再構成を行い、平成29年10月に第I期工区の整備が完了しました。
- 活力にあふれたまちの賑わい創出のため、定禅寺通や青葉通、泉中央駅のペDESTリアンデッキなどにおいて、道路空間を活かしたイベントの開催や地域活動を支援してきました。

【泉中央駅ペDESTリアンデッキのイベント】



第3章 本市の道路をとりまく状況と変化

3-1. 仙台市をとりまく状況と変化

道路事業に関係する本市をとりまく状況と変化として、次のようなものがあげられます。

道路に対する市民意見

- ・ 仙台市新総合計画への反映を目的に、令和元年8月から9月に全市民アンケートを行いました。アンケート結果では、「未来に向けて力を入れるべきだと思う取り組み」において、道路・橋整備の意見の数が7位（71分類中）となっており、道路整備に対する市民の関心の高さがうかがえました。

【未来に向けて力を入れるべきだと思う取り組み（小分類上位10位）】

| 順位 | 分類内容 | 意見の数 |
|-----------|---------------|------------|
| 1位 | 子ども・子育て支援 | 592 |
| 2位 | 公共交通 | 505 |
| 3位 | 教育・学力 | 486 |
| 4位 | 杜の都・緑・景観 | 478 |
| 5位 | 高齢者福祉・介護 | 398 |
| 6位 | いじめ・不登校対策 | 382 |
| 7位 | 道路・橋整備 | 341 |
| 8位 | 地域経済 | 234 |
| 9位 | 音楽ホール整備 | 213 |
| 10位 | 観光・誘客促進 | 209 |

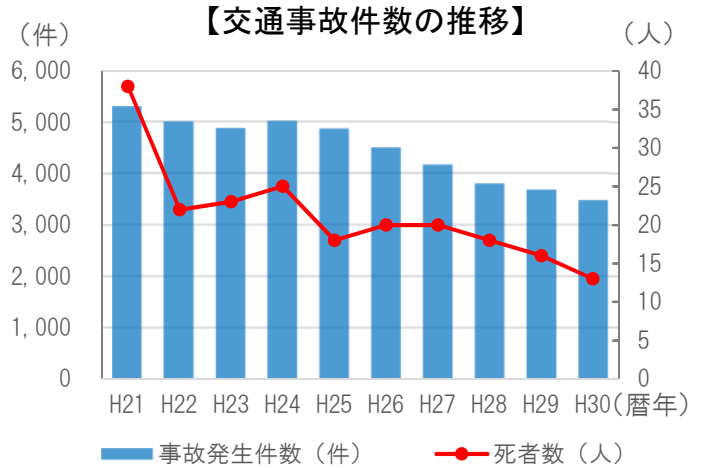
【アンケート意見の抜粋（道路関連）】

- ✓ 幹線道路につながる市道の整備及び歩道の整備。（女性、60代）
- ✓ 通学路の白線が消えかかっているところが多い。安全に登下校できるよう整備してほしい。（男性、40代）
- ✓ 交通網の整備が必要。仙台市内の各団地等から地下鉄の駅まで、渋滞をなくすための道路整備が特に必要。（男性、70代）
- ✓ 市内全体のバリアフリー化と防災。特に減災に強い市にしてほしい。（女性、40代）

出典：仙台市「全市民アンケート」

交通事故件数の推移

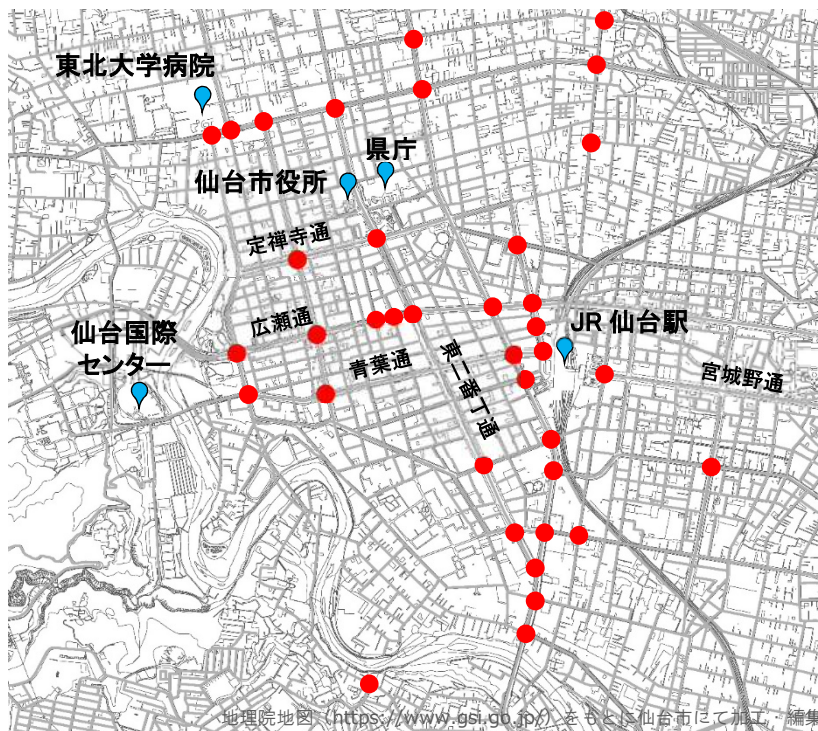
- 市内の交通事故は、事故件数及び死者数ともに減少しています。交通安全対策や生活道路の整備など、全ての人が安全・安心に利用できるみちづくりに一定の効果があったものと考えられ、引き続き交通事故の減少に寄与する取り組みを進めていく必要があります。



仙台市における渋滞の発生状況

- 県内では、宮城県渋滞対策連絡協議会を設置し、道路管理者（国・県・各市町村）、交通管理者（宮城県警察）、交通事業者が一体となり、渋滞対策に取り組んでいます。協議会においては、速度状況のモニタリング等を行い、平成 24 年度に県内の主要渋滞箇所[※]251 箇所を指定しました。そのうち、仙台市内は約 5 割を占め、都心部を中心に慢性的な渋滞が多く発生している状況です。

【市都心部の主要渋滞箇所（●）】

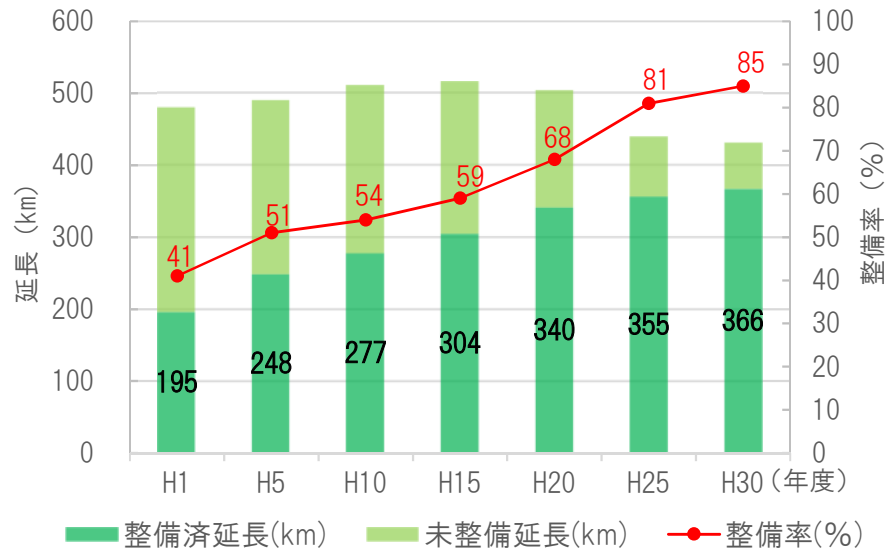


出典：宮城県渋滞対策連絡協議会資料より仙台市にて作成

都市計画道路の整備延長と整備率

- 令和2年4月1日現在において、都市計画道路の整備率は約85%となっています。近年では、環状道路や放射状道路など、都市の骨格をなす幹線道路の整備を優先的に進めていますが、ネットワークが形成されていない区間もあります。円滑な交通を図るため、引き続き都市計画道路の整備を推進する必要があります。

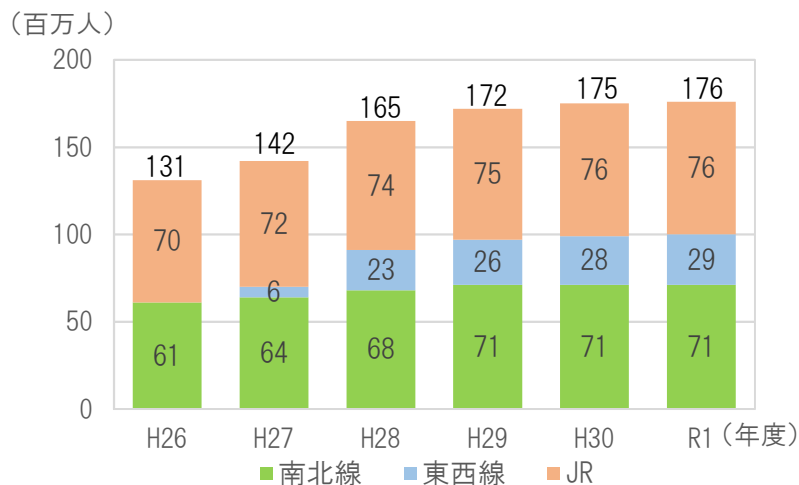
【都市計画道路の整備延長と整備率】



鉄道利用者数の推移

- 平成27年の地下鉄東西線の開業により、鉄道利用者数は増加しています。本市の掲げる公共交通を中心とした交通体系の構築が進んでいるものと考えられます。

【鉄道利用者数の推移】



出典：仙台市「Data 仙台 2020 (交通・運輸)」より作成

※H27の東西線は、開業日である平成27年12月6日以降の値
 ※南北線・東西線の乗車人員には、相互路線の乗換分を含む

都心の活性化

- ・ 経済・交流の中心的舞台である仙台都心に新たな息吹を吹き込み、都市機能の向上を図る「せんだい都心再構築プロジェクト」が令和元年7月に始動しました。都心全体の回遊性や賑わいの向上のため、より一層の道路空間の利活用を図る必要があります。

【杜の都・仙台のシンボルロードである定禅寺通の将来イメージ】

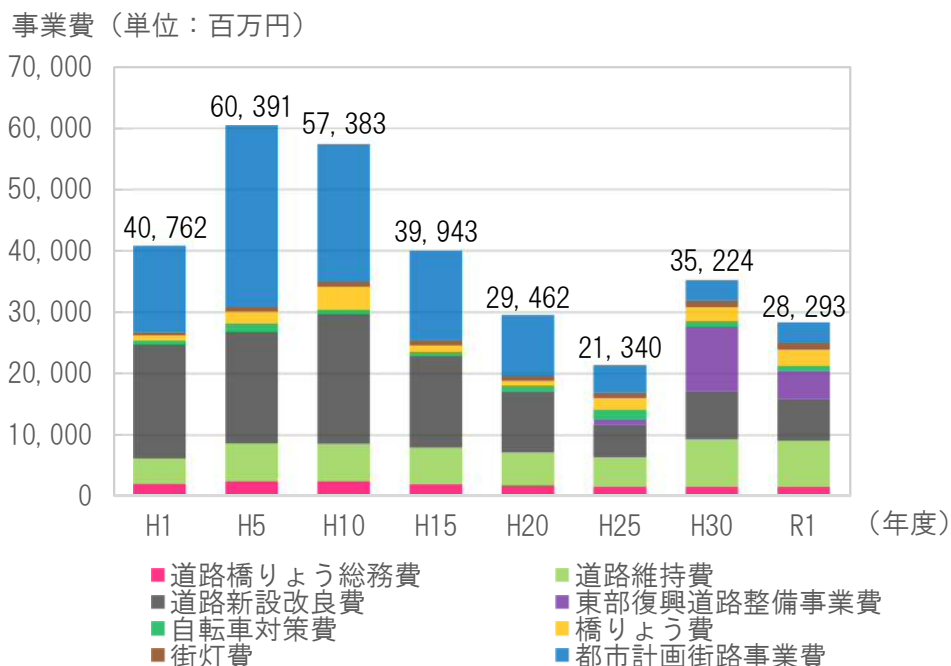


出典：仙台市「せんだい都心再構築プロジェクト」

道路関係事業費（決算）の推移

- ・ 道路関係事業費は、ピーク時の平成5年度～平成10年度に比べ大きく減少しています。道路のサービスレベルを維持しつつ、新たな整備を推進していくためには、より効率的かつ効果的に予算を執行していく必要があります。

【道路関係事業費（決算）の推移】



SDGs（持続可能な開発目標）の推進

- ・ SDGs（Sustainable Development Goals）とは2015年の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めています。
- ・ 本市においても、2030年のあるべき姿とその実現に向けた2020年度から2022年度までの取り組みを明らかにした「仙台市SDGs未来都市計画」を令和2年8月に策定しました。
- ・ 本事業方針では、下記の17のゴールのうち、9「産業と技術革新の基盤をつくろう」11「住み続けられるまちづくりを」が主に関連します。本事業方針に基づき、道路事業を推進することにより、SDGsの達成に貢献していきます。

【SDGsの17のゴール（目標）】



出典：外務省

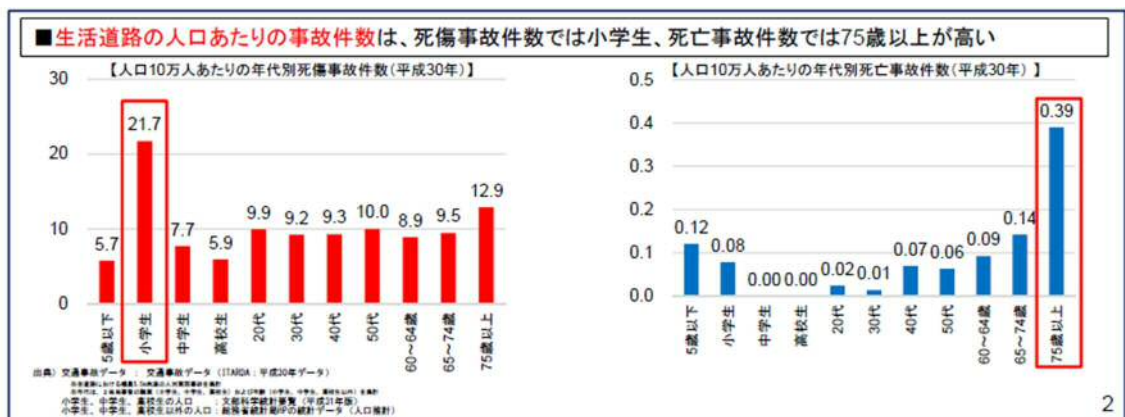
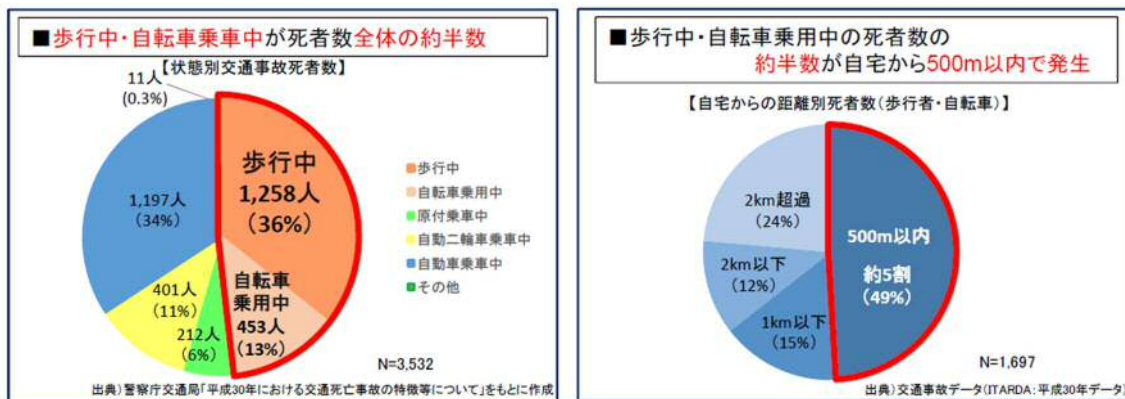
3-2. 道路事業に関する全国的な動向

道路事業に関する全国的な動向として、主に次のようなものがあげられます。

生活道路の交通安全対策

- ・ 集団で歩行中の子どもが犠牲となる痛ましい事故をうけて、関係者が一丸となり、園児等を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保が求められています。
- ・ 現在、交通事故による死者の約半数が歩行中・自転車乗用中の事故であり、更にその約半数が自宅から500m以内の身近な道路で発生しています。また、人口あたりの事故件数では、死傷事故では小学生、死亡事故では高齢者が多い状況になっています。全ての人が安全・安心に道路を利用できるよう、引き続き生活道路の交通安全対策を進める必要があります。

【交通事故の現状】

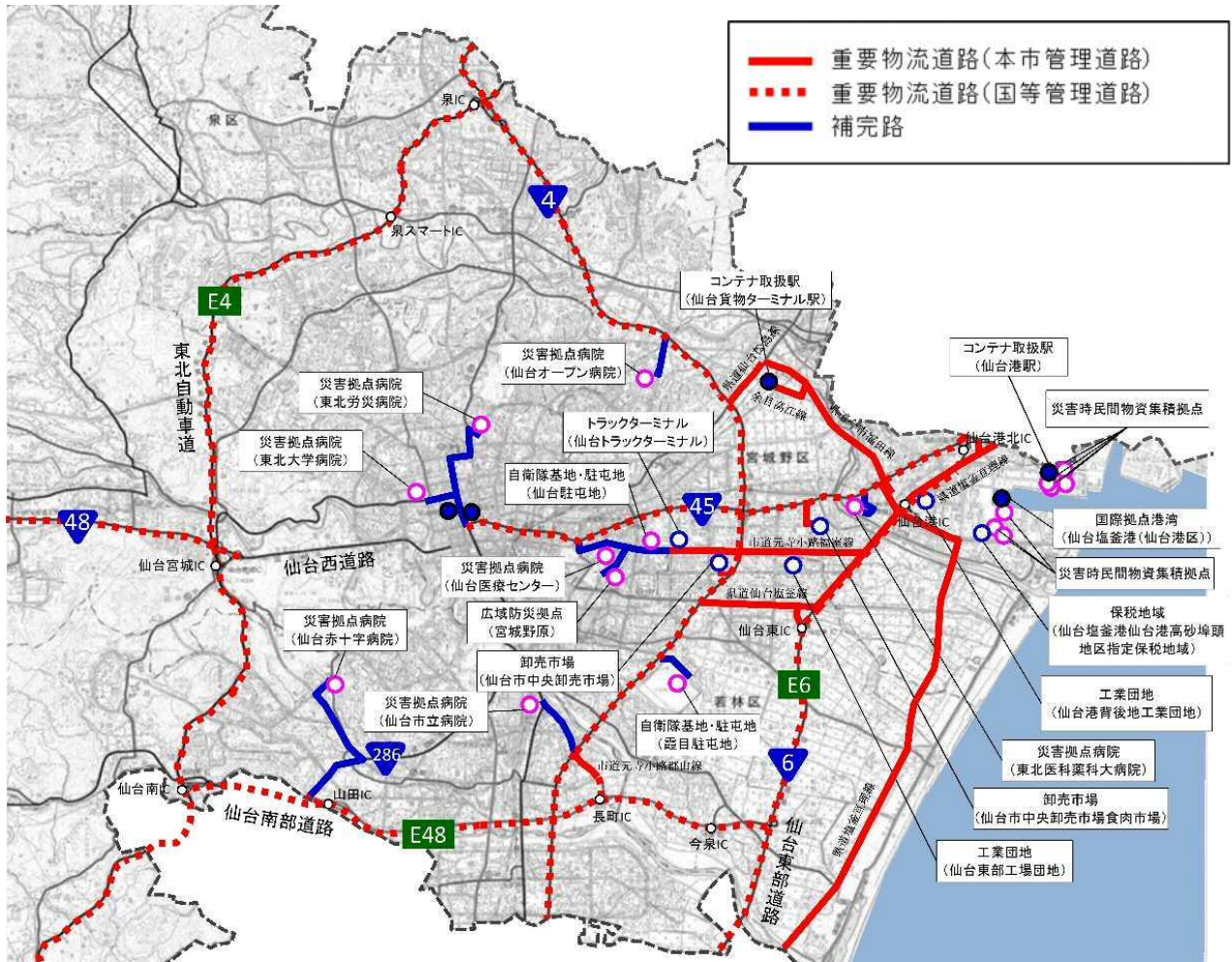


出典：国土交通省

物流交通の重要性

- 平成 30 年 9 月の改正道路法の施行により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路^{*}」として指定し、機能強化等を行う制度が開始されました。
- 本市においても、平成 31 年 4 月及び令和 2 年 4 月に物流上重要な拠点を結ぶ幹線道路等が重要物流道路として指定されました。
- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言により、自動車交通量が大幅に減少する中であっても大型自動車の交通量は大きく落ち込んでおらず（新たな広域道路ネットワークに関する検討会中間とりまとめ（R2.6.8 国交省）、新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、物流が国民の生活に欠かすことのできないものであることが改めて強く認識されました。物流交通の観点から、更なる道路ネットワークの強化を図る必要があります。

【本市の重要物流道路等の指定状況】



<連絡する拠点>

| | | |
|--------|---------------------------------|---|
| 重要物流道路 | 都市（地方中核都市等） | ● |
| | 空港・港湾・鉄道貨物駅（拠点空港、重要港湾、コンテナ取扱駅等） | ● |
| | 物流拠点（トラックターミナル、工場団地等） | ○ |
| 補完路 | 防災拠点（備蓄基地、総合病院等） | ○ |

災害の激甚化・頻発化・広域化

- 令和元年東日本台風^{*}をはじめ、近年では毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する国土強靱化^{*}の推進が求められています。
- 本市の道路においても、令和元年東日本台風により道路法面の崩壊等の被害をうけました。引き続き、道路の防災・減災対策を進める必要があります。

【近年の自然災害の発生状況】

【平成27年9月関東・東北豪雨】 【平成28年4月熊本地震】 【平成28年8月台風第10号】 【平成29年7月九州北部豪雨】



①鬼怒川における浸水被害
(茨城県常総市)



②阿蘇大橋地区の
大規模土砂災害
(熊本県南阿蘇村)

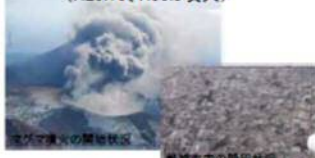


③小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)



④赤谷川における
土砂・洪水氾濫及び流木による被害
(福岡県朝倉市)

【平成23年1月霧島山噴火】
(H29.10、H30.3噴火)

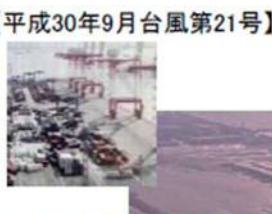


⑤新燃岳噴火による広域降灰被害
(鹿児島県霧島市)

【平成30年7月豪雨】



⑥小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)



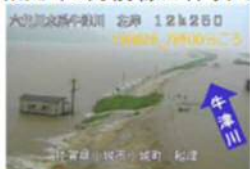
⑦神戸港・関空における浸水被害
(兵庫県神戸市、大阪府泉佐野市)

【平成30年9月北海道胆振東部地震】



⑧厚真町の大規模土砂災害
(北海道勇払郡厚真町)

【令和元年8月前線に伴う大雨】 【令和元年9月台風第15号】 【令和元年10月台風第19号】



⑨牛津川の浸水被害
(佐賀県小城市)



⑩倒木の状況
(千葉県鴨川市)



⑪千曲川における浸水被害
(長野県長野市穂保地先)



出典：国土交通省

【令和元年東日本台風による本市の被害状況】



無電柱化の推進

- ・ 近年の災害の頻発化・激甚化、高齢化の進展、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行されました。
- ・ 令和元年房総半島台風^{*}では、電柱約 2,000 本が破損・倒壊し、最大停電戸数が約 93 万戸におよぶなど、大規模な被害が発生しました。防災対策として、無電柱化を推進することが強く求められています。

【令和元年房総半島台風による被害状況】



出典：国土交通省

【令和元年東日本台風による本市の被害状況】



第4章 基本方針

4. 基本方針

仙台市基本計画におけるまちづくりの理念や「第2章これまでの取り組み」、「第3章本市の道路をとりまく状況と変化」を踏まえ、今後10年間ににおける道路事業の基本方針を次のとおり定めました。本市ではこの基本方針に基づき、様々な取り組みを推進することで、本市のまちづくりを支えていきます。

基本方針1

安全で安心な暮らしを支えるみちづくり

市民の日常生活を支える道路において、更なる安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルの維持・向上を図っていく必要があります。

市民が日常的に利用する道路の交通安全対策やバリアフリー化を進めるとともに、道路の維持管理を適切に行うことで、子どもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの安全で安心な暮らしを支えるみちづくりを進めます。

主要施策

- ①生活道路の整備推進
- ②道路のバリアフリー化
- ③道路の維持管理

基本方針2

魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり

交流・物流を支える交通環境の形成や、鉄道を基軸とした公共交通体系のさらなる充実など、本市の新たなまちづくりを道路事業から支えていく必要があります。

広域的な道路ネットワークの整備や鉄道駅周辺の道路環境整備を進めるとともに、まちに賑わいをもたらす道路空間の利活用を行うことで、魅力的で活力のある都市を支えるみちづくりを進めます。

主要施策

- ①広域的な道路ネットワークの整備
- ②鉄道駅周辺の道路環境整備
- ③道路空間利活用の推進

基本方針3

持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり

激甚化・頻発化する自然災害のリスクに備え、人や物の輸送を将来にわたって安定的に確保できる、災害に強い道路ネットワークの強化を図る必要があります。

緊急輸送道路をはじめとした道路の防災対策や機能強化を進めるとともに、防災・減災に資する無電柱化の推進や将来にわたって安定的な都市インフラ^{*}を確保する道路施設の長寿命化を行うことで、持続可能で強靱な都市を支えるみちづくりを進めます。

主要施策

- ①道路の防災・減災対策
- ②無電柱化の推進
- ③道路施設の長寿命化

第5章 主要施策

5-1. 基本方針1 安全で安心なくらしを支えるみちづくり

施策 1-①


生活道路の整備推進


市内の交通事故は減少傾向にあるものの、歩行中や自転車乗用中の死者数のおよそ半数は自宅近くの身近な道路で発生している状況です。

交通事故の被害に遭いやすい子どもや高齢者、障害者をはじめ、市民の安全を確保するため、地域の実情に応じて生活道路の交通安全対策や歩道整備等を進めます。

【生活道路のイメージ】



| | |
|---|---------------------------------|
|  | 生活道路 (住宅地内の車道のみで構成されている道路など) |
| 整備方針 | 主に現道内において歩行者の安全性向上を目的とした整備を行う |





| | |
|---|---------------------------------|
|  | 地域の主要な生活道路 (2車線以上の道路やバス通りなど) |
| 整備方針 | 自動車・自転車・歩行者の利用状況に応じた課題に対する整備を行う |

交通安全対策

通学路及び園児等子どもが日常的に集団で移動する経路や市民の日常生活に利用される生活道路において、地域や宮城県警察と連携した現場点検や交通事故データなどから危険箇所を抽出します。抽出した箇所については、通行車両の速度抑制や歩行者空間の確保など、主に現道内において歩行者の安全性向上を目的とした交通安全対策を進めていきます。

【交通安全対策の例】

●通行車両の速度を抑制する

| 交通安全対策 | 車道の狭さく* | 交差点のカラー化 |
|--------|---|---|
| 対策の例 |  |  |
| 交通安全対策 | ゾーン 30* | 路面表示 |
| 対策の例 |  |  |

●歩行者の空間を確保する

| 交通安全対策 | 路側帯のカラー化 | 防護柵の設置 |
|--------|---|---|
| 対策の例 |  |  |

■通学路の合同点検

子どもたちの登下校中の安全を確保するため、平成26年に策定した「通学路の安全確保に関する取組方針」に基づき、学校関係者、宮城県警察、仙台市が一体となって、通学路の合同点検を実施しています。

また、点検結果や実施した対策内容については、年度毎に小学校区単位の「通学路安全対策箇所一覧」及び「通学路安全対策箇所図」として公表し、市民の方々からのご意見やご提案もいただきながら、対策の改善・充実に活かしています。

【通学路合同点検の状況】



【通学路安全対策箇所図の例（平成30年度）】

小松島小学校 通学路対策箇所図



出典：仙台市教育局

■園児等子どもが日常的に集団で移動する経路の合同点検

令和元年5月滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生しました。令和元年6月には内閣府、文部科学省、厚生労働省、警察庁、国土交通省が連携し、園児等子どもが日常的に集団で移動する経路の交通安全を早期に確保する取り組みを行うよう地方公共団体に対し通知がなされました。

これを受け、仙台市では幼稚園、保育所などの保育施設を所管する機関から報告のあった経路について、保育施設、宮城県警察、仙台市の関係機関が合同で緊急安全点検を実施し、対策を行っています。

【安全対策の例】



歩道整備

通学路やバス通りをはじめとした地域の主要な生活道路において、危険性や緊急性、歩道の連続性等を踏まえ、自動車・自転車・歩行者の利用状況に応じた課題に対し、歩道の拡幅や新設などの整備を進めていきます。

【歩道整備の例】



自転車通行空間の整備

「仙台市自転車の安全な利活用推進計画（R3.3策定予定）」に基づき、車道を通行する自転車の安全性向上の観点から、自転車通行空間[※]の整備を進めます。

通学路やバス通りをはじめとした地域の主要な生活道路においては、道路幅員の再構成等を検討するとともに、生活道路においては、車道に自転車の通行箇所を明示するなど、必要に応じて自転車通行空間の整備を行います。また、道路の新設・改築が行われる際は、整備にあわせて自転車通行空間の確保を行い、自転車利用者の安全性向上を目指します。

【自転車通行空間の整備の例】



道路改良

通学路やバス通りをはじめとした地域の主要な生活道路において、危険性や緊急性等を踏まえ、自動車・自転車・歩行者の利用状況に応じた課題に対し、道路の拡幅や道路幅員の再構成などの整備を進めていきます。

【道路改良の例】



施策 1-②

道路のバリアフリー化

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、「仙台市バリアフリー基本構想」に基づき道路のバリアフリー化を進めます。

歩行空間のバリアフリー化

多くの人が集まる鉄道駅を中心とした4地区（都心，泉中央，長町，北仙台）において、道路特定事業計画※を策定し、道路のバリアフリー化に向けた整備を進めています。上記地区やその他の課題箇所についても、視覚障害者誘導用ブロックの改善や歩道勾配の改善などのバリアフリー整備を推進します。

【バリアフリー整備の例】



街路樹の根上がり対策

街路樹は、杜の都を象徴する美しいみどり豊かな街並みを創出する一方で、成長するにつれて根が太くなり、歩道の舗装やブロックを持ち上げる等の根上がりが発生し、車いすやベビーカー利用者にとって通行の支障となるなどの課題が生じています。安全な道路空間を確保するため、仙台市みどりの基本計画に基づき、樹木の更新や支障根の除去、良好な成育環境を確保するなどの対策を行ったうえで舗装を修繕し、根上がりによる段差の解消を図るなど、効率的な対策を進めていきます。また、道路整備に合わせて街路樹を新植する際には、根上がりしづらい植栽環境を確保します。

【街路樹の根上がり箇所の例】



施策 1-③

道路の維持管理

効率的かつ効果的な維持管理により道路のサービスレベルの維持・向上を図っていくため、日常的なパトロールの実施や市民協働の取り組みにより道路の維持管理を進めます。

道路パトロールの実施

幹線道路や生活道路をパトロールし、路面や道路施設等の危険箇所や劣化箇所を早期に発見することで、適正な維持管理を行います。

【道路パトロールの実施状況】



道路不具合通報システムの運用

市民の方が見つけた道路の不具合について、スマートフォン等により簡単に写真と位置情報を通報できる「道路不具合通報システム」の本格運用を平成 30 年度から開始しました。市民の方からも通報をいただくことで不具合箇所の早期発見に繋げ、速やかな補修に努めます。

【道路不具合通報システム】



■道路不具合通報システムの投稿の仕方 取組紹介

1. 道路で不具合を発見したら、スマートフォンやタブレット端末でアプリケーションを起動



2. 不具合のある箇所の写真を撮って、コメントを入力し、送信
3. 市が投稿を確認、修繕を実施、結果を報告



冬道対策の推進

冬期期間においては、気象情報を把握したうえで除雪・凍結防止作業を適切に実施し、道路通行の安全・安心を確保します。また、道路の除雪にご協力いただける団体を「仙台雪道おたすけ隊」として認定し、除雪用品の物資の貸与や、小型除雪機の購入費用を補助することで、地域と連携した冬道対策を進めます。

【除雪の作業状況】



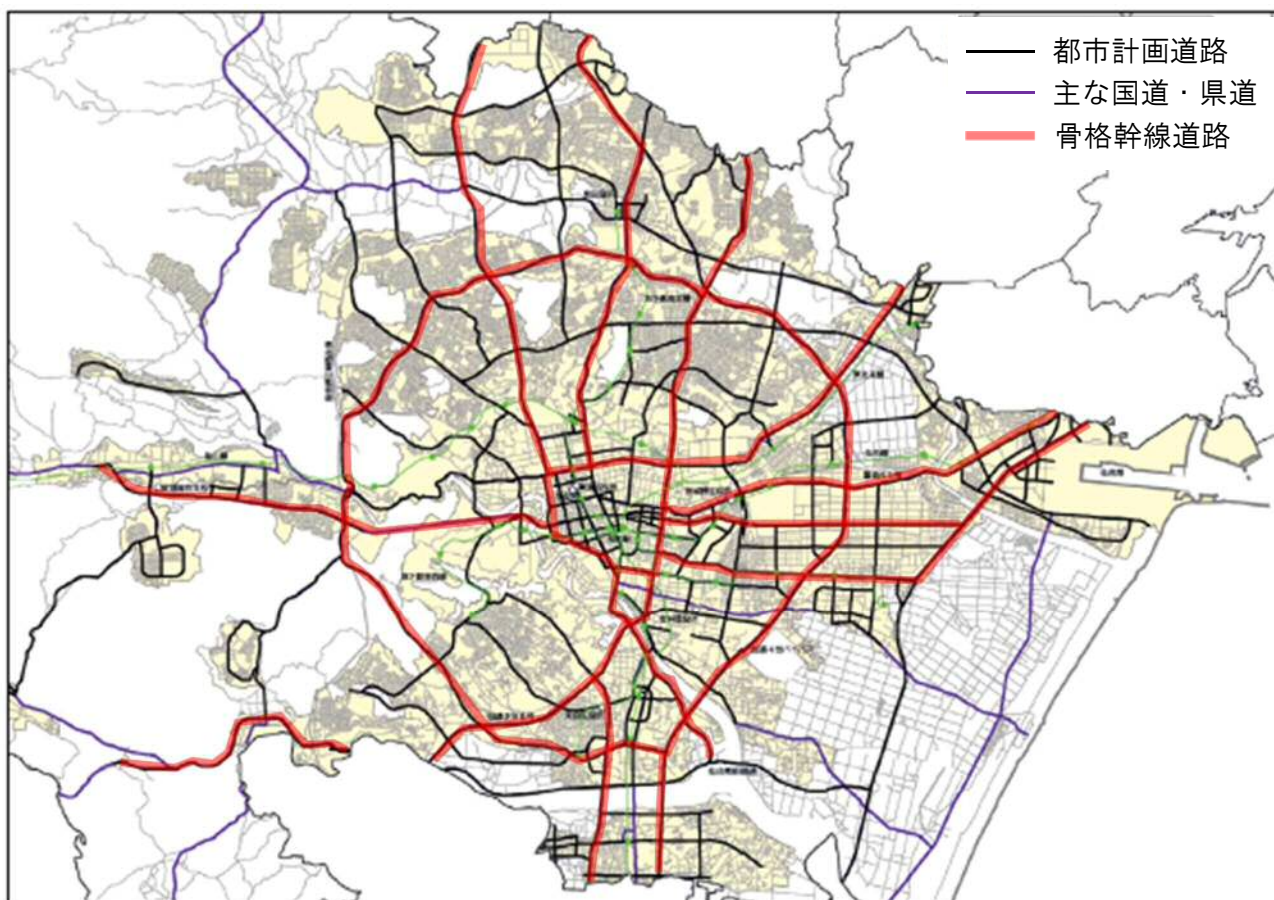
5-2. 基本方針2 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり

施策 2-①

広域的な道路ネットワークの整備

骨格幹線道路をはじめとした都市計画道路の整備や、国道・県道及び慢性的な渋滞箇所の改良により、公共交通を中心とした交通体系の充実を図るとともに、交流・物流を支える広域的な道路ネットワークの形成を図ります。

【幹線道路ネットワーク】



都市計画道路と国道・県道が重なっている路線は、都市計画道路（黒線）として表記しています。

都市計画道路の整備

都市の骨格を形成し、まちづくりを支える基幹的な施設である都市計画道路には、人や物資の円滑な移動の確保や、防災面や環境・景観面での良好な都市空間の形成など、様々な役割があります。

交流・物流などの都市活動や災害時における救命救助や物資輸送などの活動を支えていくため、骨格幹線道路網の形成や都心部の通過交通の抑制に資する都市計画道路の整備を進めます。

【南小泉茂庭線（宮沢橋工区）の完成イメージ】



【整備中の宮沢根白石線（南鍛冶町工区）】



国道・県道の整備

広域的な道路ネットワークを形成している国道や県道のうち本市が管理するものについて、平常時及び災害時を問わない円滑な交通が確保できるよう、道路拡幅や交差点改良などの整備を行います。

【整備中の県道今市福田線（高江工区）】

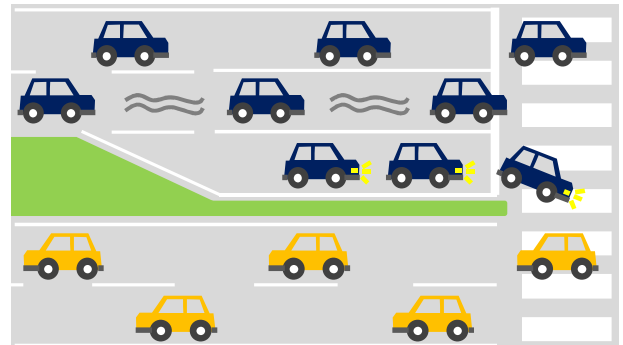
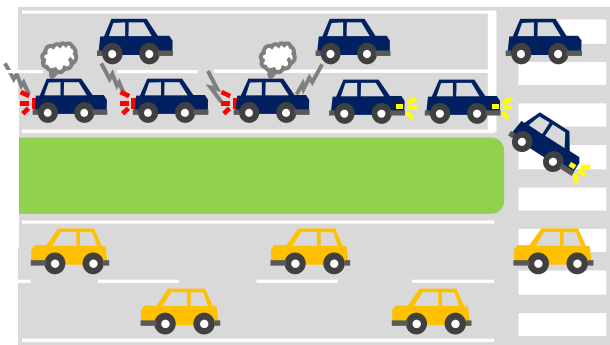


渋滞対策の実施

人や物の円滑な移動を確保していくためには、新たな道路ネットワークを整備するだけでなく、既存道路における渋滞対策にも取り組んでいく必要があります。

慢性的な渋滞が発生している市内の交差点等について、宮城県警察をはじめとした関係機関と連携しながら、道路の路面標示の変更や部分的な交差点改良など、短期的かつ効果的な整備を検討します。

【渋滞対策のイメージ】



右折車線を作ることにより、直進車の円滑な通行を確保します。

施策 2-②

鉄道駅周辺の道路環境整備

交通結節駅における交通機関相互の乗り継ぎ利便性を高め、公共交通体系の更なる充実を図っていくため、利用者が多い鉄道駅の周辺に昇降施設を整備するなど、鉄道駅周辺の道路環境の更なる向上を図ります。

仙台駅西口駅前広場の再整備

仙台駅においては、西口及び東口駅前広場の機能分担を図るとともに、バス乗降場の集約化や交通機関相互の乗り継ぎ利便性向上など交通結節点としての機能強化を図るため、「仙台駅大改造」と称して平成 24 年度より駅前広場の再整備事業を進めています。引き続き、早期完成を目指し事業を推進していきます。

【仙台駅西口駅前広場の再整備事業の概要】



鉄道駅周辺の道路環境整備

鉄道駅を中心としたエリアにおいて、昇降施設などのバリアフリー整備や駅自由通路の整備等を行い、鉄道駅周辺環境の向上を図ります。

【鉄道駅周辺の道路環境整備の例】



【岩切駅の道路環境整備の内容】



施策 2-③

道路空間利活用の推進

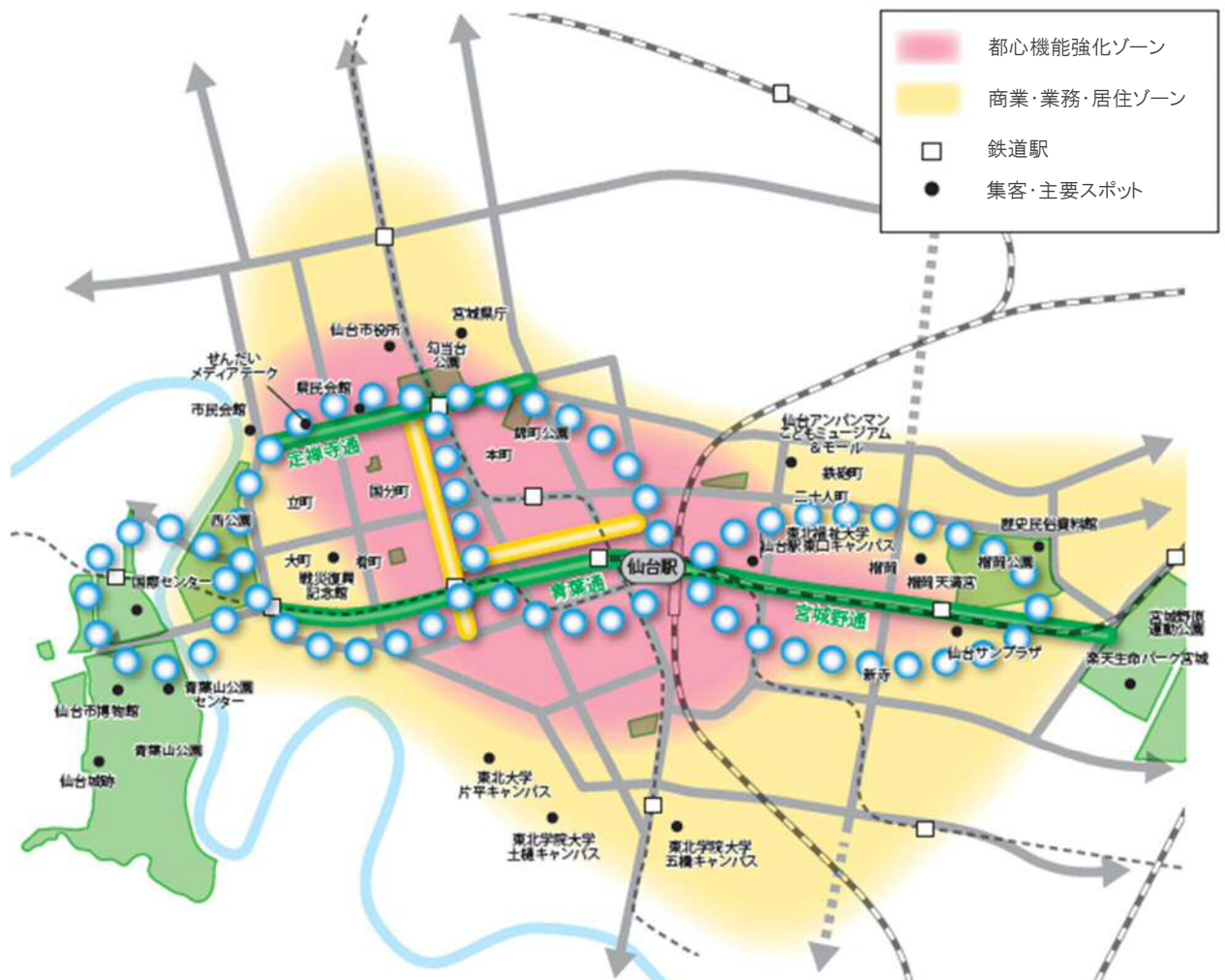
主に都市活力を生み出す都心部において、賑わいを創出し回遊性を高めるため、多様な主体との協働による道路空間の利活用や、道路空間の再構成を進めます。

【都心交通環境の再構築のイメージ】

都心内の回遊を促す交通環境づくりの展開

都心やその周辺の魅力あるエリアや施設へ「プラス一歩」の回遊を新たに生み出すため、道路空間の利活用等による居心地が良く歩きたくなる歩行者空間の創出や、都心内の比較的長い距離の回遊を担う路線バス等の公共交通や自転車を利用した快適な移動環境整備に取り組む。

●●● 都心の回遊イメージ



交流・賑わい軸

都心まちづくりの交流や賑わいを支える軸として、沿道まちづくりとの連携を強化しながら、道路空間の柔軟な利活用や道路空間再構成の検討に取り組む。

商業・賑わい軸

都心まちづくりの主要エリアをつなぐ既存のアーケードを、都心の商業や業務・賑わいを支える軸として、歩行者空間の利活用等に取り組む。

出典：仙台市「せんだい都市交通プラン（R3.3策定予定）」

道路空間の利活用

賑わいや活力にあふれたまちの創造に向け、都市の基本的なインフラである道路空間における民間活力を活かしたイベントの実施など、地域特性に応じた活動を積極的に支援していきます。

【道路空間の利活用の例】



青葉通のイベントの様子



青葉通のイベントの様子



定禅寺通の社会実験の様子



定禅寺通の社会実験の様子

道路空間の再構成

絶えず人を惹きつける魅力的な都心環境としていくため、現在、本市では定禅寺通活性化推進事業[※]などを進めています。賑わいを創出し、歩いて巡りたくなる回遊性の高い都市空間の形成に向けて、関係者との連携を図りながら、必要に応じて歩道を広げるなど、道路空間の再構成を検討していきます。

【道路空間の再構成の例】



青葉通線



青葉山線

5-3. 基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり

施策 3-① 道路の防災・減災対策

大規模災害時においても人や物を安定的に輸送できる災害に強い道路ネットワークを確保していくため、緊急輸送道路をはじめとした道路の防災・減災対策を進めます。

緊急輸送道路等の機能強化

災害発生時の避難・救助・医療・消火活動及び避難者への物資輸送等に重要な役割を果たす緊急輸送道路等について、道路の幅員が狭く線形が悪いといった課題のある箇所を改良するなど、災害に強い道路ネットワークの確保に向けた機能強化を図ります。

【緊急輸送道路の機能強化の例】



橋梁の耐震補強

地震発生時における道路の通行機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋梁を優先に、落橋防止工事や橋脚補強工事といった耐震対策を進めていきます。

【橋梁の耐震補強工事の例】



道路の法面对策

法面や擁壁等を対象に実施した道路防災点検の結果を踏まえ、落石や崩壊などの発生が予測される箇所について、防災対策工事を進めています。引き続き、危険度に応じて計画的に対策を実施するとともに、定期的な点検を実施し、新たに把握された危険箇所についても対策を講じていきます。

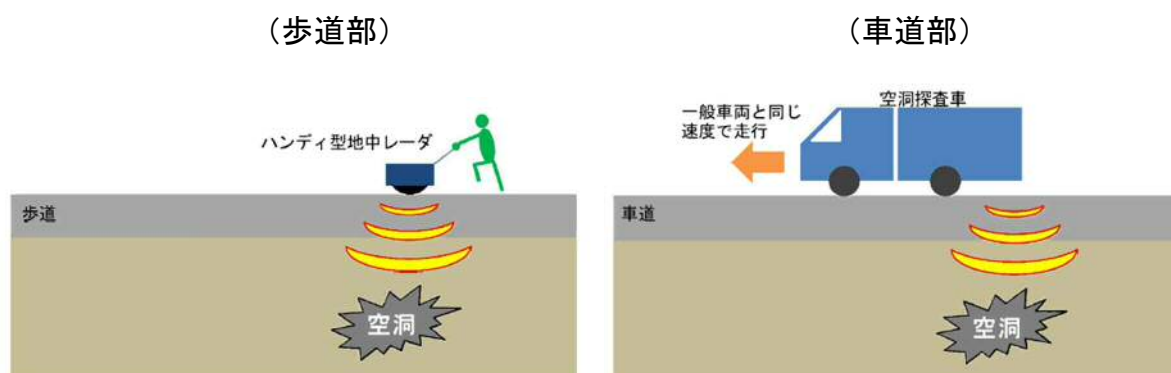
【道路の法面对策の例】



路面下空洞調査による道路陥没の防止

道路に埋設された構造物の劣化・損傷等により、路面下に空洞が発生した場合、道路陥没を引き起こす可能性があります。路面下の空洞に起因する道路陥没を未然に防止するため、緊急輸送道路や幹線道路を中心に路面下空洞調査を実施します。また、調査により空洞が発見された箇所については、発生原因を特定したうえで、再舗装などの対策を行います。

【路面下空洞調査の例】



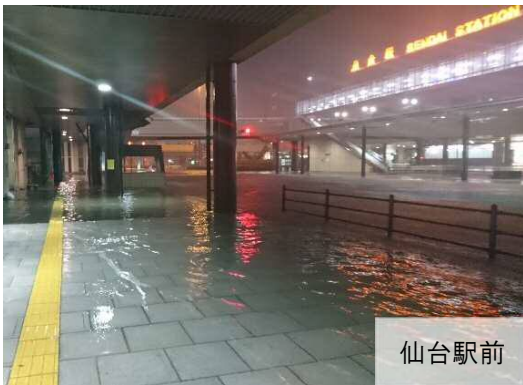
道路の浸水対策

近年の激甚化・頻発化する豪雨災害に対しては、河川や下水道での対策のみならず、様々な関係者が一体となった取り組みが必要であり、道路事業においても浸水被害を軽減する取り組みが求められています。

道路の高さが前後区間と比べて低くなっている区間をアンダーパスと呼びます。このアンダーパスに設置した排水ポンプ等の能力を超える雨が流れ込んだ場合、アンダーパスが水没し事故を引き起こす可能性があるため、遠隔監視に基づく事前通行規制や利用者への注意喚起など、人的・物的被害を防止する対策を実施します。

近年の浸水被害の拡大は、都市化の進展による雨水流出量の増加が一因となっていることから、道路整備等においては透水性舗装[※]の採用やグリーンインフラ[※]として雨庭[※]の導入等により街路樹柵に雨水貯留・浸透機能を付与するなど雨水流出抑制に努めます。また、側溝整備や止水板の設置など、局所的な浸水対策を進めます。

【道路冠水の例】



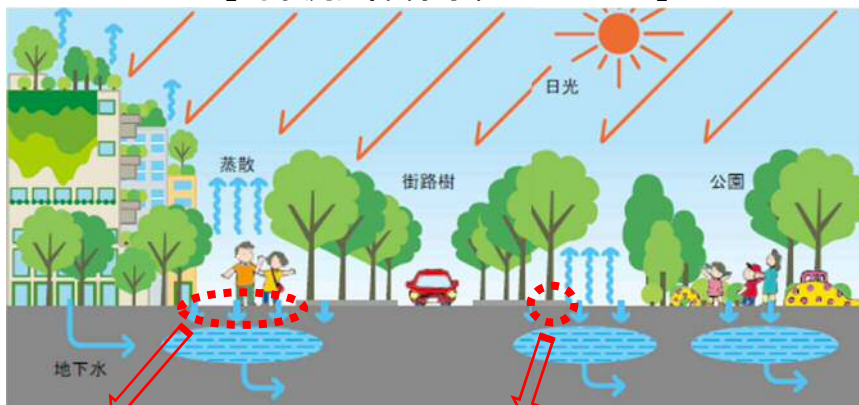
仙台駅前

【アンダーパス対策の例】

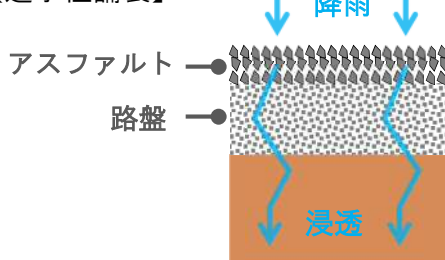


宮城野区宮城野3丁目

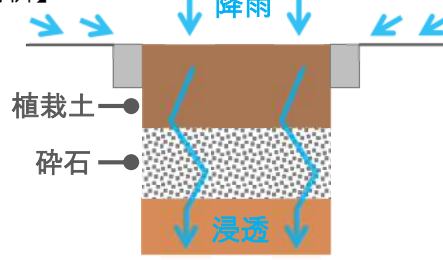
【雨水流出抑制対策のイメージ】



【透水性舗装】



【街路樹柵】



仙台市基本計画を基に作成

施策 3-②

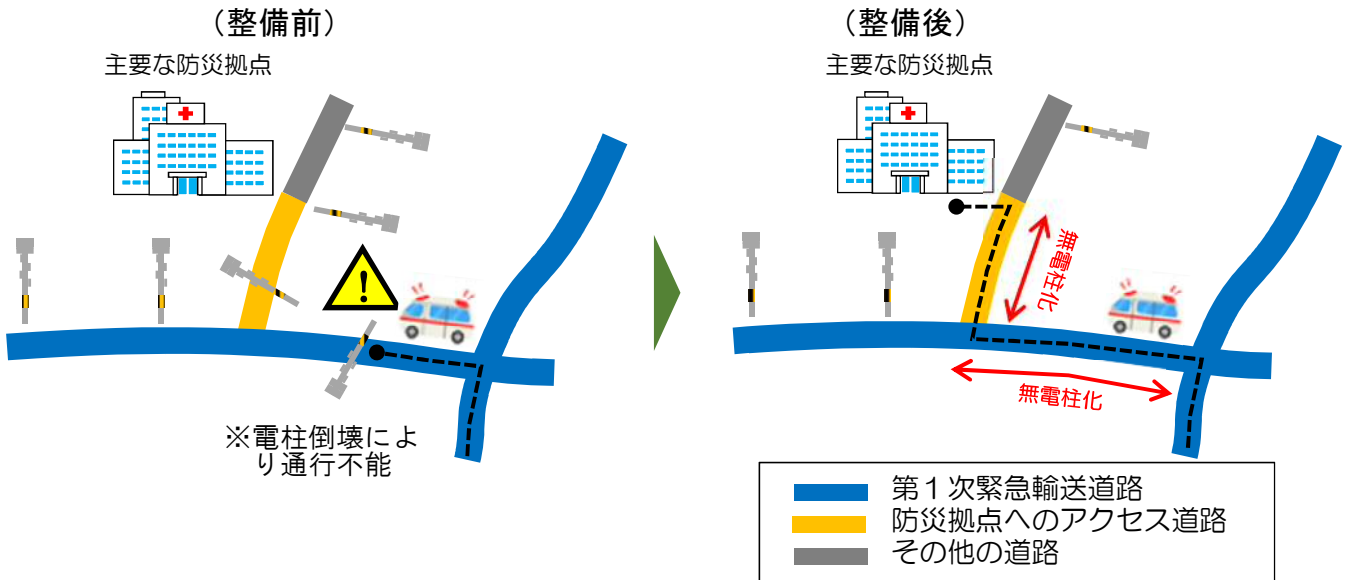
無電柱化の推進

令和2年3月に策定した「仙台市無電柱化推進計画」に基づき、災害に強く安全・安心な都市空間を形成するため、無電柱化を推進します。

無電柱化整備の推進

災害時の救援活動の円滑化を図るため、緊急輸送道路等における無電柱化を推進することは、本市無電柱化推進計画の基本的な考え方の一つです。第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点との連絡機能を有する区間や、将来の緊急輸送道路としての機能が期待される事業中の都市計画道路など、本市無電柱化推進計画の整備計画路線に位置づけられた区間の無電柱化を推進します。なお、整備計画路線については電線共同溝方式^{*}による地中化を基本とします。

【第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点との連絡機能の確保イメージ】



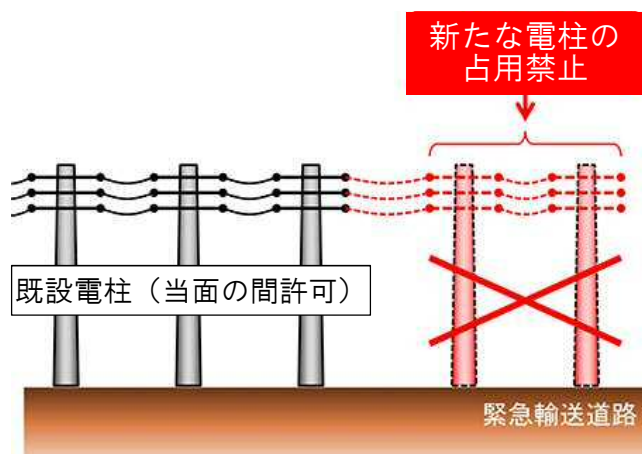
【電線共同溝整備の例】



電柱・電線の新設抑制

無電柱化を推進するためには、新たな電柱・電線の設置を抑制する取り組みも重要です。「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、本市の地域防災計画^{*}に定められた緊急輸送道路及び避難路については、道路法第37条^{*}に基づく電柱の占用制限を実施し、電柱の新設を原則禁止しています。今後は占用を制限する対象道路の拡大を検討するとともに、道路の新設や市街地開発事業等に合わせた無電柱化についても検討するなど、効率的な無電柱化の推進に努めます。

【電柱・電線の新設抑制のイメージ】



出典：国土交通省

■無電柱化に関する啓発活動

無電柱化を実施するためには、多額の事業費や長期の事業期間、地上器の設置場所などの課題があり、市民の方々や地域の理解・協力が不可欠です。市ホームページでの広報や11月10日の無電柱化の日に関連したイベントなどを実施し、無電柱化事業の理解を深めていただくよう努めています。

取組紹介

無電柱化パネル展

【仙台市】

「無電柱化の日」



【無電柱化パネル展の様子】



「1」を並んだ電柱に見立て、それを「0」にするという意味で11月10日は無電柱化の日に定められています。

施策 3-③

道路施設の長寿命化

将来にわたって持続可能で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、各道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防保全的な対策を行います。

道路施設の長寿命化

急激に増え続ける老朽化した道路施設に対し、損傷を受けてからの対症療法的な修繕を実施した場合、維持管理コストが非常に高くなり、適切な維持管理が困難になる恐れがあります。そのため、点検が法定化された橋梁、トンネル、横断歩道橋などの大型構造物に加え、その他主要施設について、5年に1回の頻度で定期点検を実施し、施設の健全性を把握します。

点検結果を踏まえた長寿命化修繕計画の策定又は見直しを行い、計画的かつ予防保全的な対策を実施することで、施設の長寿命化と維持管理コストの縮減・平準化を図ります。また、橋梁の長寿命化に関しては、防災対策と同時に実施するなど、効率的な事業に努めます。

【道路施設点検の事例】



橋梁点検車による点検

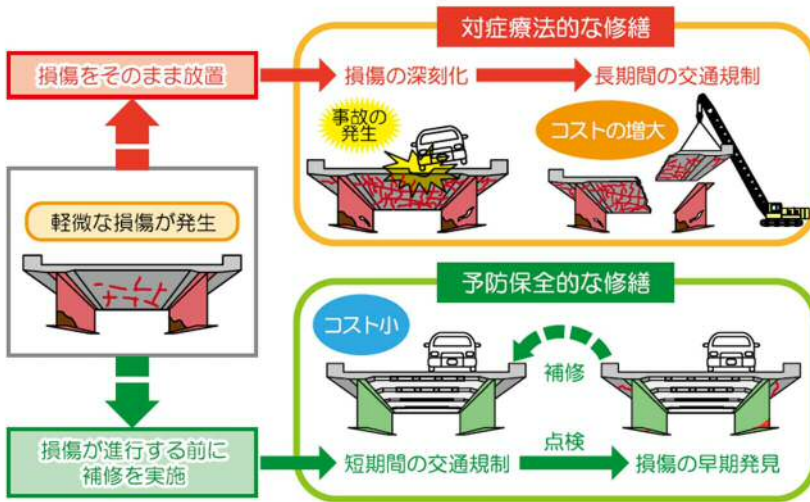


高所作業車による点検

【長寿命化修繕計画の道路施設と策定状況】

| 道路施設 | 施設数 | 策定状況 |
|--------------|------------|-------|
| 橋梁 | 930 橋 | H29 |
| ボックスカルバート | 41 箇所 | H29 |
| トンネル | 10 施設 | H28 |
| シェッド・シェルター※ | 3 施設 | H28 |
| 道路案内標識・道路情報板 | 801 基 | H29 |
| 横断歩道橋 | 46 橋 | R2 |
| ペDESTリアンデッキ | 3 施設 | H30 |
| 舗装 | 約 3,700km | H28 |
| 道路照明施設 | 約 15,000 基 | H30 |
| 共同溝 | 約 11km | R2 |
| 地下駐輪場 | 6 施設 | R4 予定 |
| 地下自由通路 | 6 施設 | R4 予定 |

【橋梁の予防保全対策のイメージ】



【舗装の予防保全対策のイメージ】

局所的な損傷への対応（日常管理の徹底）

| 損傷種別に応じた修繕工事の実施 | | |
|-----------------|---------|------------------|
| ポットホール | 線状ひびわれ | 段差 |
| | | |
| アスファルト混合物による穴埋め | シール材の注入 | アスファルト混合物によるすりつけ |

早期の対応による舗装の長寿命化

面的な損傷への対応（抜本的な修繕工事の実施）

| 地域区分・損傷種別に応じた修繕工事の実施 | |
|--------------------------------------|---------------------|
| 面状ひび割れ | わだち掘れ |
| | |
| 都心部・市街地 : 切削オーバーレイ 平地・山地 : 舗装打ち換え | 切削オーバーレイ又は舗装の局部打ち換え |

舗装設計期間の拡大（10年→20年）による舗装の長寿命化

第6章 道路事業の推進に関する施策

6. 道路事業の推進に関する施策

施策 1

関係者との連携

道路事業を進めていくためには、道路を利用する市民や関係事業者など、さまざまな関係者との連携が不可欠です。積極的に関係者との連携を進め、各施策を実施していきます。また、市民が知りたい情報にアクセスしやすい仕組みや、市民意見を反映しやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

地域・市民との連携

地元町内会との現場点検や道路不具合通報システムにより、地域や市民と連携し、道路の課題を早期に発見します。また、道路清掃活動や地元協議会などの地域活動をサポートし、市民とともに道路をよりよい状態に保っていきます。

【地域活動への参加の様子】



国分町地区安全安心街づくり推進協議会の夜間パトロールへの参加

関係事業者との連携

国や県をはじめ交通管理者である宮城県警察や、大学の研究機関と連携し、効率的かつ効果的に道路事業を進めていきます。また、仙台建設業協会をはじめとした各協会と災害時や大雪時における応援協力に関する協定を締結しており、民間団体とも連携し、道路事業を進めていきます。

【東北大学の研究機関との連携締結の様子】



平成 28 年 3 月に国立大学法人東北大学大学院工学研究科インフラマネジメント研究センターと仙台市建設局において、効率的かつ効果的な社会資本（道路施設）の維持管理に向けた連携・協力に関する協定を締結しました。

広報・広聴の充実

これまでも仙台市ホームページ等により、道路に関する広報に努めてきましたが、記事内容の充実やウェブアクセシビリティ[※]の向上を図るなど、より効果的でわかりやすい情報発信に努めます。また、道路整備は長期間に及ぶため、整備段階に応じて現場見学会を実施するなど、道路事業の理解を深めてもらう取り組みを実施します。

道路に関心のある限られた人だけでなく、アンケート等により市民から広く意見を聴くことで、市民のニーズを把握し、よりよい道路事業を進めていきます。

【仙台市ホームページに掲載している工事のお知らせの例】

令和 2 年 5 月 吉日

【第 3 号】

都市計画道路
みなみこいずみもにわせん みやざわばしこうく こうし
南小泉茂庭線(宮沢橋工区)工事だより

工事の進捗について

日清より仙台市役にご理解・ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

11月から工事しております太白区側の橋台工事は、5月末橋脚で土留め（節法による歩道が作れること確保）と、頂上（土を掘り込む）作業の準備が完了して完了です。

6月1日から10月31日までの期間は、橋脚や河川に水の流れが増える時期になることから、河川内の工事となる本工事を一時中止いたします。中止期間中は定期的に巡回点検などを行い、安全管理を行ってまいります。お気づきの点がございましたら、下記担当までご連絡ください。



▲現場の状況（5月末現在）



橋脚工事の着手について

令和2年度から4年度までの期間で、橋脚工事に着手する予定です。

河川内の工事は、太白区側の橋台工事と同様に、11月から5月までの期間に行います。施工業者が決まりましたら、工事によりましては、ご迷惑をおかけいたします。

河川管理用通路（太白区側）の通行止めについて

太白区側の河川管理用通路は、工事の一時中止期間中（11～10/31）も土留めが適切に準備されていることから、引越禁止、通行止めを行いません。お気づきの場合は、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

接ぎ木した桜の生育状況

皆さまに親しまれていた桜の後継木は、接ぎ木した桜が定着し、良好に生育しています。



接ぎ木した桜の生育状況（令和2年5月現在）

★この広報誌は、仙台市HP上でもご覧いただけます。 [仙台市ホーム](#) < 暮らしの情報 > [住まいの備え](#) < 交通 > [工事のお知らせ](#)（宮沢区、太白区、泉聖復興道路）

■かさ上げ道路の地元住民見学会

取組紹介

令和元年11月に開通したかさ上げ道路において、供用開始前に地元住民の見学会を開催し、路面に絵を描くなどのイベントを実施しました。



施策 2

持続的な運営

道路事業費が減少するなか、引き続き道路事業を推進していくためには、健全な行財政基盤を維持することが必要です。また、建設業全体の持続性の確保や道路事業に携わる職員の力を最大限に活かすことが求められます。そのため、道路事業として適切な収入を確保する取り組みや、関係者・職員が働きやすい環境を整備する取り組みを実施していきます。

持続的な経営基盤の確保

道路の整備や維持管理にあたっては、様々な手法の比較検討や新技術の採用等によりコスト削減に努めます。また、道路施設のネーミングライツ[※]や道路の未利用地を有効活用することで、収入の確保と維持管理費の抑制を図ります。

【歩道橋ネーミングライツのイメージ】



建設業の持続性確保

近年では、建設業界全体が高齢化し、担い手が不足しています。建設業の担い手が不足すれば、工事における品質の低下や、緊急時の対応ができなくなるなど、これまでのような道路整備や維持管理ができず、行政サービスが低下していくことが考えられます。

現在、建設業界において働き方改革など業界の持続的発展のための取り組みや、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の推進が求められていることから、本市道路事業としてもこのような取り組みを支援するため、ICT等の新技術[※]を積極的に採用していきます。

【ドローンの技術研修会の様子】



職員の能力育成

限られた職員数において持続的に道路事業を運営するためには、研修等を通じて職員一人ひとりの能力育成・向上を図り、将来にわたって効果的・効率的に業務を進められるよう組織を強化する必要があります。

組織内の研修に加え、専門的な知見を有する講師を招いた研修会の実施や外部研修への参加を積極的に行うことで、職員の研鑽に努めます。

【講師を招いた研修会の様子】



■ 仙台労働基準監督署・仙台市合同安全パトロール

本市発注工事現場にて、建設工事に起因する労働災害を防止するため、仙台建設業協会の協力のもと、仙台労働基準監督署と合同で安全パトロールを実施しています。また、若手職員が安全パトロールに同行し、現場における安全管理の要点等を習得するための研修としています。

取組紹介



【用語解説】

－ あ －

・ ICT等の新技術

建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す取り組みである i-Construction のこと。ドローン等による3次元測量やICT建設機械（マシンコントロール/マシンガイドシステムを搭載した建設機械）等の新技術を活用することで、建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安全性の確保を推進することが目的。

・ 雨庭

建物や敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも言う。

・ インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略語。一般的には道路や鉄道、上下水道、電力網、通信網、港湾、空港、治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などをいう。

・ ウェブアクセシビリティ

高齢者、障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

－ か －

・ かさ上げ道路

本市の東部地域を縦断している県道塩釜亘理線を約10kmにわたってかさ上げし、海岸堤防、海岸防災林に続く津波減災の機能を持たせ、内陸側の既存集落や防災集団移転先の安全確保を図るためのもので、津波に対する多重防御の要となる。かさ上げ道路の高さやルートについては、津波浸水シミュレーションの結果を基に、東日本大震災クラスの津波に対してかさ上げ道路より西側の地域における浸水深が2m以下になるように決定されている。

・ 緊急輸送道路

災害発生時の避難・救助・医療・消火活動及び避難者への物資輸送等に重要な役割を果たす道路として、宮城県防災情報連絡協議会や仙台市地域防災計画で位置付けられた道路。なお、第1次緊急輸送道路とは県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路。

・グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成や雨水の貯留・浸透、ヒートアイランド現象の緩和など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用する考え方。

・国土強靱化

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。平成 25 年「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、国は平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を策定し、平成 30 年 12 月に計画を変更。また、国では国土強靱化に資する具体的な取り組みとして、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年度～令和 2 年度）」が実施されており、引き続き「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 3 年度～令和 7 年度）」を定め、取り組みの更なる加速化・深化を図られることとなっている。

－ さ －

・シェッド・シェルター

雪崩・落石等の被害を防止し、道路空間や道路ネットワーク機能を確保することを目的に設置される道路を覆う構造物。

・自転車通行空間

自転車が通行するための道路、又は道路の部分。

・車道の狭さく

自動車の走行部分の幅を狭くすることにより、運転者に対し減速を促す道路構造。

・主要渋滞箇所

プローブデータ（GPS を搭載した自動車から得られる移動軌跡情報）などを基に渋滞が多発している箇所や特定日に混雑している箇所を抽出し、道路利用者や道路運送事業者団体（トラック協会、バス協会、タクシー協会）、道路管理者（県政令市・市町村）からの意見を踏まえたうえで主要な箇所として特定した渋滞箇所。

・重要物流道路

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線で、機能強化や重点支援が実施される。また、重要物流道路の代替補完路をあわせて指定し、重要物流道路や代替補完路については、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行することが可能。

・定禅寺通活性化推進事業

定禅寺通は、美しいケヤキ並木や主要な文化施設があり、また定禅寺ストリートジャズフェスティバルや SENDAI 光のページェントをはじめとする様々なイベントの舞台として、市民や多くの来訪者にも愛される仙台市のシンボルロード。これまでも文化を創造する魅力ある街づくりや、ケヤキ並木を活かした都市景観づくりが進められてきたが、国内外、そして未来に誇れる都市文化の発信地として、さらなるブランド力向上を目指し、仙台市では平成 29 年 4 月より定禅寺通の活性化に向けて新たな取組みを開始。道路空間の再構成やエリアマネジメントの導入なども視野にいった魅力ある空間の創出と、それをきっかけとして、まちなかの人の回遊性を高め、仙台市がより一層多くの人々を魅了する活力ある都市となることを目指す。

・ゾーン 30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の交通安全対策。

－ た －

・地域防災計画

防災に関する最も基本となる計画であり、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、地域における地震・津波や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、市民による「自助」、地域、企業等による「共助」、本市や関係機関による「公助」、それぞれにおける取り組みの大綱について定めたもので、仙台市防災会議において策定。

・電線共同溝方式

管路部や特殊部（電線類の分岐部分を収容するための施設）で構成され、この電線共同溝内に電線類をまとめて収用することにより電線を地中化する方式。「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき整備される。

・都市計画道路

都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路。

・透水性舗装

舗装全体を透水層とすることで、雨水を地中に還元させる構造。なお、透水性舗装は降雨時に路盤が洗堀され、強度が保てなくなる恐れがあるため、基本的に車道では使用できない。

・道路特定事業計画

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（利用者の主な目的地となる生活関連施設相互を連絡する経路）として位置付けられた路線について、バリアフリー化に向けた具体的な整備内容を定めた計画。仙台市バリアフリー基本構想地区別構想に定められた市内4地区（都心、泉中央、長町、北仙台）で策定。

・道路法第37条

交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合においては、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

－ な －

・ネーミングライツ

新たな収入を確保し、施設の管理運営等のための財源として有効活用するとともに、事業者に企業PRや地域貢献などの場の提供を図るための施設命名権。

－ は －

・東日本台風

令和元年10月に発生した台風19号のことであり、関東甲信地方・東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位を更新するなど記録的な大雨となった。この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生。

・東日本大震災

平成23年3月11日14時46分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で発生した、深さ約24kmを震源とする地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害。地震のマグニチュードは、1952年のカムチャッカ地震と同じ9.0で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査（USGS）によれば、1900年以降、世界で4番目の規模。

・避難道路

県道塩釜亘理線（かさ上げ道路）から仙台東部道路より西側に避難するための道路。県道井土長町線、県道荒浜原町線、市道南蒲生浄化センター1号線の3路線を主要な避難道路としている。

・房総半島台風

令和元年9月に発生した台風15号のことであり、伊豆諸島と関東地方南部の6地点で最大風速30m以上の猛烈な風を観測し、関東地方を中心に19地点で最大風速及び最大瞬間風速の観測史上1位の記録を更新した。この暴風の影響で、千葉県では電柱の倒壊や倒木が相次いで発生。

仙台市道路事業方針（中間案）

令和3年1月

仙台市 建設局 道路部 道路計画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL : 022-214-8374

FAX : 022-227-2614